

# 福井県文書館年報

第14号

平成28年度

福井県文書館

# 目 次

I	文書館の概要	
1	設置の目的	1
2	建設の経緯	1
3	施設の概要	2
II	平成 28 年度事業の概要	
1	組 織	3
2	平成 28 年度の主な事業内容	3
	(1) 一般管理運営	
	ア 文書館運営懇話会	3
	イ 収蔵資料のくん蒸業務	4
	ウ 情報システム	4
	(2) 調査研究事業	
	ア 記録資料アドバイザーの設置	5
	イ 『福井県文書館研究紀要 第 14 号』の発刊	5
	ウ 『福井藩士履歴 5 の～ま 福井県文書館資料叢書 13』の発刊	5
	(3) 収集保存事業	
	ア 収蔵資料数	6
	イ 古文書関係	6
	ウ 歴史的公文書収集状況	10
	(4) 閲覧利用事業	
	ア 月別文書館利用者数	11
	イ 文書等の掲載・放送等	12
	ウ 古文書複製本公開許諾依頼結果	14
	(5) 普及啓発事業	
	ア 講座・講演会等の開催	15
	イ 閲覧室展示	16
	ウ 教育機関との連携	18
	エ 刊行物	19
3	福井県文書館業務日誌	20

### Ⅲ 関係法令

1 公文書館法 .....	23
2 福井県文書館の設置および管理に関する条例 .....	25
3 福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則 .....	28
4 福井県文書館における文書等の収集および保存に関する要綱 .....	31
5 福井県文書館文書等利用要綱 .....	34
利用案内 .....	37

# I 文書館の概要

## 1 設置の目的

福井県文書館は、県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録を収集し、保存し、県民の利用に供するとともに、これに関連する調査、研究等を行い、もって学術の振興および文化の向上に寄与するために設置する施設である。この設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文書等の収集、整理および保存
- (2) 文書等の閲覧の実施
- (3) 文書等に関する調査および研究
- (4) 文書等に関する知識の普及および啓発
- (5) その他、文書館の設置の目的にふさわしい業務

## 2 建設の経緯

平成7年度	「福井県立公文書館（仮称）基本計画」策定（平成8年3月）
平成8年度	福井県立図書館との併設を決定
平成9年度	福井県立図書館・福井県立公文書館（仮称）基本設計 埋蔵文化財試掘調査
平成10年度	福井県立図書館・福井県立公文書館（仮称）実施設計 埋蔵文化財発掘調査
平成11年度	埋蔵文化財発掘調査 土地造成着工
平成12年度	土地造成完了 用地取得 起工式（平成12年11月）
平成13年度	福井県立公文書館（仮称）を福井県文書館とする
平成14年度	建物本体工事完成（平成14年8月） 外構工事完成（平成14年11月） 開館（平成15年2月1日）

### 3 施設の概要

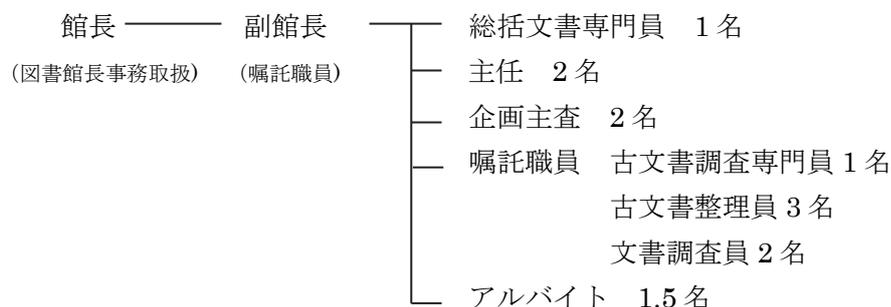
設置場所	福井市下馬町 51-11
敷地面積	70,246 m <sup>2</sup>
施設形態	福井県立図書館との併設
施設規模	延床面積 18,436 m <sup>2</sup> (文書館 3,119 m <sup>2</sup> 図書館 15,317 m <sup>2</sup> )
建物構造	鉄骨造および鉄筋コンクリート造
	地上 2 階 (図書館書庫地上 5 階)、地下 1 階

#### 主な施設

階	部屋名	面積 (m <sup>2</sup> )	主な使用目的
1	閱 覧 室	113	利用者が文書等の閲覧を行う
1	研 修 室	82	古文書読解講座等の講座を開催
1	事 務 室	202	文書館職員の執務室
1	館 長 室		館長の執務室
1	調 査 研 究 室		収集した公文書、古文書等の整理、補修、目録作成
1	荷 解 室	66	収集した公文書、古文書等の梱包を解く
1	く ん 蒸 室	23	収集した公文書、古文書等の殺虫、殺カビを行う
1	撮 影 室	57	収集した公文書、古文書等の撮影、デジタル画像化を行う
1	第 1 書 庫	498	歴史的公文書を保存する
1	第 4 書 庫		古文書複製本を保存する
2	第 2 書 庫	536	歴史的公文書を保存する
2	第 3 書 庫		行政資料を保存する
2	一般書庫 (フィルム庫)	68	マイクロフィルム等を保存する
2	貴 重 書 庫	178	収集した古文書原本を保存する
便所、廊下、機械室等		1,296	
合 計		3,119	

## Ⅱ 平成 28 年度事業の概要

### 1 組 織 (平成 28.4.1 現在)



平成 24.4.1～ 文書館は図書館の附置機関

### 2 平成 28 年度の主な事業内容

#### (1) 一般管理運営

##### ア 文書館運営懇話会

文書館の利用推進を図るにあたり、デジタル歴史情報の提供、各種講座、講演会等文書館の歴史的資料の利用に関する施策を効果的に実施するため、県民から幅広い意見を聴取することを目的とする。

#### 福井県文書館運営懇話会委員

分 野	氏 名
学校関係	小谷 正典
市町関係	釣部 由紀子
一 般	杉田 晃一
〃	田原 健子
〃	北野 よしえ
〃	竹澤 優善

#### 運営懇話会

- 日 時 平成 28 年 6 月 1 日 (水) 13 : 30～15 : 00
- 場 所 福井県立図書館 大会議室
- 内 容 ・平成 28 年度の事業計画および実績について  
・その他

## イ 収集資料のくん蒸業務

くん蒸方式	回数	実施年月日	使用薬剤	業務形態
被覆くん蒸	1回	平成28年7月1日(金) ～9月30日(金)	二酸化炭素	委託
くん蒸庫によるくん蒸	3回	随時	二酸化炭素	委託

## ウ 情報システム

(ア) 特徴 (平成26年2月から稼働)

- 文書館・図書館 (松平文庫・図書館貴重資料等) に分かれていた検索システムを統合。「デジタルアーカイブ」の画面から検索し、デジタルデータの閲覧が可能に (「管理セクション」で所蔵を明示)。
- 収蔵資料の古文書および写真 32,800 件の画像 346,000 点を Web 上に公開 (平成28年度末)。
- 画像はダウンロード可能 (高解像度画像の詳細表示を行う絵図・地図等を除く)。
- ページめくり機能により、冊子体の資料が閲覧できる。

(イ) 館内サービスの充実

- 文書館閲覧室においては、古文書・写真 138,200 件の画像 299 万点が閲覧可能 (平成28年度末)。
- 図書館と文書館の利用カードを共通化。

(ウ) ホームページ

- SNS (Facebook) の活用と学校支援関連ページ (「学校で使える資料」) の拡充。
- 図書館・文書館・若狭図書学習センター・ふるさと文学館共通トップページから県立図書館・文書館の資料の一括検索ができる。



(ホームページは、平成29年11月現在)

## (2) 調査研究事業

### ア 記録資料アドバイザーの設置

文書館が実施する事業の的確な実現を図るため設置する。

#### 記録資料アドバイザー名簿（平成 28.4.1 現在）

分野	現職	氏名
原始・古代	奈良女子大学特任教授	舘野 和己
中世	福井大学名誉教授	松浦 義則
近世	京都大学名誉教授	藤井 譲治
近現代	福井大学教授	木村 亮

#### アドバイザー会議

日時 平成 28 年 7 月 15 日（金） 13：30～15：30

場所 福井県立図書館 大会議室

- 内容
- 1) 平成 27 年度の実績について
    - ・入館者数と WEB ページへのアクセス数の増加について
    - ・展示にあわせたワークショップの実施について
    - ・マンガ等の活用について
    - ・関心の高いテーマの講演会の開催について
  - 2) 平成 28 年度の取組みについて
  - 3) アドバイザー講座等の開催について

### イ 『福井県文書館研究紀要 第 14 号』の発刊

#### 目次

##### 福井県文書館講演

乱世に義を貫く一名将大谷吉継の実像ー 外岡 慎一郎

##### 論文

越前に出された秀吉の禁制 藤井 譲治

##### 研究ノート

文書館資料などを活用した指導教材作成について  
ー学校向けアーカイブズガイドの作成を中心にー 中村 賢

##### 資料紹介

内閣文庫「続編孝義録料」（越前・若狭関係分）について 宇佐美 雅樹  
松平春嶽の紀行文「東海紀行」 堀井 雅弘

### ウ 『福井藩士履歴 5 の～ま 福井県文書館資料叢書 13』の発刊

福井県立図書館に保管されている「松平文庫」のなかの「剝札」「士族」である。「剝札」は上・下、「士族」は一～七で構成されている（三は欠）。このうち本巻では、の～ま までを翻刻した。

目次  
口絵  
凡例

一 福井藩士履歴の  
二 福井藩士履歴は  
三 福井藩士履歴ひ  
四 福井藩士履歴ふ  
五 福井藩士履歴ほ  
六 福井藩士履歴ま

解説 『福井藩士履歴』編纂の歴史的意義 母利 美和  
参考資料

### (3) 収集保存事業

#### ア 収蔵資料数 (平成 29.3.31 現在)

	所蔵文書等	目録の公開状況	公開率
公文書 (冊)	54,974	53,109	96%
古文書 (点)	277,842	186,426	67%
行政刊行物・図書等 (冊)	25,695	23,251	90%
計	358,511	262,786	73%

#### イ 古文書関係

##### 調査・撮影 デジタルカラー撮影

資料群番号	資料群名	出所	資料群の性格	点数	備考
A0143	松平文庫	—	福井藩・松平家関係資料	72	整理継続中
D0001	岩堀健彦家	丹生郡朝宮村	村方文書・私家文書	265	
J0016	増田公輔家	大野郡竜谷村	役場文書	232	
合計	3 資料群 569 点				

##### 寄贈・寄託 (平成 15 年度～平成 28 年度)

資料群番号	資料群名	出所	資料群の性格	点数	備考
A0027	片岡五郎兵衛家	足羽郡合谷村	中世新開氏関係文書、福井藩大庄屋文書	982	寄託
A0029	森永与右衛門家	吉田郡殿下村	福井城下絵図	2	寄贈 (整理継続中)
A0041	竹澤信剛家	吉田郡北今泉村	村方文書、戸長関係文書	241	寄託
A0049	中村綱吉家	丹生郡別畑村	庄屋文書	29	寄贈

A0052	加藤竹雄家	吉田郡二日市村	庄屋・戸長役場文書、河合村関係資料など	2,212	寄贈
A0128	斎門六右衛門家	大野郡五本寺村	庄屋文書、私家文書	406	寄贈
A0135	松原信之家	—	郷土史研究家作成絵図、地域調査資料など	728	寄贈
A0158	西川秀男	福井市	だるま屋関係資料	57	寄贈
A0162	清明公民館	福井市下荒井町	福井市清明地区地籍図	1	寄託
A0163	橋本伝右衛門家	足羽郡和田村	区長文書	143	寄贈
A0169	松田三左衛門家	丹生郡南菅生浦	庄屋・戸長役場文書	3,117	寄贈
A0171	宮永節哉家	丹生郡下天下村	教科書、庄屋文書	193	寄贈
A0172	乾徳第八自治会	福井市乾徳	町費集金帳	4	寄贈
A0174	池内啓収集(杉田家旧蔵)	—	杉田定一関係資料	311	寄贈
A0177	田中善右衛門家	坂井郡高椋村	地籍図・村絵図など	175	寄贈
A0178	福井新聞社	—	明治～昭和期の新聞	3,563	寄贈
A0179	奥田与兵衛家	足羽郡中毘沙門村	東郷村関係資料、書簡類	388	寄贈
A0180	宮崎長円家	福井市	御用日記など	42	寄贈
A0181	義江市郎右衛門家	足羽郡東郷村	古写真など	91	寄贈
A0182	池内啓収集(丹尾家旧蔵)	—	県会議員関係	20	寄贈
A0183	池内啓収集(原田家旧蔵)	—	県会議員関係	2	寄贈
A0184	池内啓収集	—	雑誌『啓明』など	18	寄贈
A0185	池内啓収集(今村家旧蔵)	—	県会議員関係	14	寄贈
A0186	池内啓収集(佐藤家旧蔵)	—	県会議員関係	40	寄贈
A0187	池内啓収集(斉藤家旧蔵)	—	県会議員関係	114	寄贈
A0188	池内啓収集(窪田家旧蔵)	—	県会議員関係	186	寄贈
A0192	藤島高等学校	福井市	旧福井中学校蔵書	33	寄贈
A0193	岩井正	福井市	福井震災時の日記	2	寄贈
A0194	清水政右衛門家	坂井郡波寄村	地籍図(字限図)	5	寄贈
A0197	進放校同窓会	福井市	進放校同窓生による福井空襲記録	1	寄贈

A0198	福井市北四ツ居区有	福井市北四ツ居区	区寄合記録	1	寄託
A0199*	辻岡通	—	青焼図面	3	寄贈
A0502	高田富	福井市	だるま屋少女歌劇関連資料、写真など	126	寄贈
A0546	東郷重三	福井市安竹町	県内河川治水関係資料・書籍	1,363	寄託
B0030	吉野屋	吉田郡松岡村	酒造業、両替商などを営んだ商家	1,504	寄贈
B0036	土肥春夫家	吉田郡猪谷村	柴田勝家禁制	1	寄託
B0037	勝見宗左衛門家	吉田郡上合月村	庄屋文書、地主経営関係文書	786	寄贈
C0005	坪田仁兵衛家	坂井郡大牧村	衆議院関係報告書、教科書、すごろくなど	2,656	寄託
C0037	吉川充雄家	坂井郡金津新町	金津町方文書、紺屋仲間文書、私文書	845	寄贈
C0044	土屋豊孝家	坂井郡前谷村	幕府領組頭文書、明治期戸長・区長関係文書	1,218	寄託
C0065	矢尾真雄家	坂井郡安沢村	庄屋文書、天真社関係	920	寄贈
C0086	北山賢一	坂井郡金元村	村方文書、戸長役場関係文書	73	寄贈
C0121	浅田益作収集	—	福井城下寄合所関係資料など	1,995	寄託
C0124	古谷九兵衛家	坂井郡長畝村	村方文書、戸長役場文書	376	寄託
C0125	藤野巖九郎家	坂井郡下番村	藤野巖九郎関係資料	244	寄託
C0126	真田一郎家	坂井郡三国町	江戸時代の医学書	64	寄託
C0127	内田利信家	坂井郡東長田村	手習い教科書など	2	寄贈
C0510	津田彦次家	坂井郡三国町	『改正日本国尽』第3巻、『福井県写真帖』	3	寄贈・寄託
D0008	相木惣兵衛家	丹生郡新保浦	反り子(船)関係資料	100	寄託
D0038	齋藤実家	丹生郡本折村	検地帳、地租関係	19	寄贈
D0074	藤木庄作家	丹生郡真木村	大谷寺関係文書	5	寄贈
D0075	玉村九兵衛家	丹生郡米ノ浦	戸長文書、城崎村役場文書、講関係	1,222	寄託
D0076	玉川区有	丹生郡玉川浦	浦方文書	387	寄贈
E0123	小川利三郎家	南条郡府中町	海産物等の商品ラベル	21	寄贈
F0509	藪利和文庫	—	近世法制史関係資料	3,118	寄託
G0013	飯田忠光家	今立郡西角間村	庄屋文書、高札	790	寄贈

G0024*	飯田広助家	今立郡東俣村	鯖江藩大庄屋資料	8,415	寄託 (整理継続中)
G0041	市橋平吉家	今立郡東庄境村	漆買入関係帳簿類	285	寄贈
G0043	井土吉郎家	今立郡大本村	戸長役場文書	11	寄贈
H0062	加藤毅家	南条郡今庄町	内閣情報局編『週報』、 『傷痕軍人読本』	449	寄贈
I0011	山田三郎兵衛家	大野郡今井村	庄屋、戸長役場文書	1,497	寄贈
I0034	砂田弘太家	大野郡不動堂村	庄屋、山論	716	寄贈
I0058	伊藤三郎左衛門家	大野郡御領村	庄屋文書、衆議院議員	940	寄贈
I0076	野尻喜平治家	大野郡横枕村	庄屋文書、戸長役場文書、 機関刊行物など	1,275	寄贈
J0125	大上範男家	勝山市	養蚕関係資料	2	寄贈
J0126	荒井美治家	勝山町郡	機業・製糸業関係資料	54	寄贈
J0127	滝本嘉博家	大野郡野向村竜谷	日中戦争従軍関係資料・日記ほか	68	寄贈
J0129	鈴木伝之助家	勝山市	明治維新期の勝山藩の 機構改革資料	7	寄贈
J0503	野理五家	勝山市猪野	河川改修工事設計図	37	寄贈
N0055	桜井市兵衛家	三方郡世久見浦	食見村方文書、製塩・ 油桐関係資料、和書など	1,205	寄贈
Q0064	岩崎左近家	大飯郡三森村	庄屋文書、戸長文書など	141	寄贈
X0139	出淵家	福井城下	福井藩士出淵氏関係資料	16	寄贈
X0140	白石健二	奈良県	鉄道関係写真資料	231	寄贈
X0142	山内秋郎家	丹生郡織田村	中世資料、書簡、教科書類、 古写真	1,549	寄贈
X0143	佐々木曠家	岐阜県	福井医学所関係資料	2	寄贈
X0144	長谷川保敏家	勝山町下元禄	福井県辞令、履歴など	334	寄贈
X0148	大家紹嘉	—	遺愛帖（鈴木主税旧蔵）	3	寄託
X0149	三上豊尚家	丸岡城下	丸岡藩士の家文書	60	寄贈
X0150	野村幸男	—	戦時中の大野郡地誌調査	29	寄贈
X0151	カレル・フィアラ	—	蔵書	4	寄託
X0152	児玉平兵衛家	福井城下	福井藩士児玉氏関係資料、 遺書	2	寄贈
合計	81 資料群 48,294 点				

\*28 年度中に整理

## ウ 歴史的公文書収集状況

平成 28 年度 廃棄対象文書および歴史的公文書収集結果一覧

(単位：冊)

部 局	廃棄対 象文書 数	保存年限別収集文書数						収集数
		20 年	15 年	10 年	5 年	3 年	1 年	
総 務 部	1,764	6		4	148	29	3	190
総 合 政 策 部	669	2		16	76	9		103
ふ る さ と 県 民 局	214				31	14		45
安 全 環 境 部	1,242	3		21	49	32		105
健 康 福 祉 部	2,781	15		1	152	36		204
産 業 労 働 部	1,341	4		15	130	15		164
観 光 営 業 部	446	2		1	66	26		95
農 林 水 産 部	2,655	85		42	187	30		344
土 木 部	1,900	15		27	59	40	1	142
国 体 推 進 局	42					1		1
会 計 局	1,385				1			1
知 事 部 局 計	14,439	132		127	899	232	4	1,394
教 育 庁	1,775	25		26	57	42		150
選挙管理委員会事務局	60	3		1	4			8
監査委員事務局	96					6		6
人事委員会事務局	100				1			1
労働委員会事務局	67	4			4	5		13
行政委員会計	323	7		1	9	11		28
出 先 機 関 計	33,054	2		3	20	23		48
総 計	49,591	166		157	985	308	4	1,620

\*平成 28 年 3 月 31 日付で保存年限満了を迎えたものを対象に計上している。

## (4) 閲覧利用事業

## ア 月別文書館利用者数

平成 28 年度月別文書館利用者数

月	開館日数	利用(入場)者数(人)	1日あたり利用者数(人/日)	利用カード作成者数(人)	閲覧申込者数(人)	閲覧申込点数(点)							1日あたり閲覧申込点数(点/日)	ホームページアクセス件数(件)	うち画像閲覧点数
						総数	歴史的公文書	古文書	行政刊行物	新聞記事	県報	その他			
4	22	834	37.9	3	33	703	0	425	3	274	0	1	32.0	94,560	12,857
5	25	1,168	46.7	4	28	1,162	1	1,083	0	70	7	1	46.5	135,599	23,301
6	25	1,459	58.4	5	39	172	0	100	1	69	0	2	6.9	129,133	24,769
7	27	2,181	80.8	6	48	4,344	17	4,143	4	174	5	1	160.9	112,975	11,819
8	30	2,020	67.3	6	68	5,048	7	4,484	4	534	17	2	168.3	114,701	15,590
9	25	1,405	56.2	4	64	1,044	43	693	3	284	0	21	41.8	109,182	17,097
10	25	2,678	107.1	6	44	623	0	485	2	133	1	2	24.9	129,291	24,445
11	24	1,545	64.4	2	37	461	0	310	8	141	0	2	19.2	122,311	17,113
12	23	1,099	47.8	7	44	516	0	344	4	160	3	5	22.4	144,920	24,919
1	23	1,067	46.4	6	45	525	25	235	4	230	2	29	22.8	125,550	18,099
2	23	1,053	45.8	8	60	662	0	387	16	220	39	0	28.8	162,275	35,314
3	26	1,387	53.3	5	54	3,158	7	2,870	35	243	2	1	121.5	146,512	32,093
計	298	17,896	60.1	62	564	18,418	100	15,559	84	2,532	76	67	61.8	1,527,009	257,416

平成16年度	292	7,242	24.8	208	540	7,045	55	5,806	180	601	233	183	24.1	733,759	
平成17年度	292	9,703	33.2	257	458	13,819	80	12,622	138	716	84	110	47.3	810,067	
平成18年度	297	9,880	33.2	147	322	7,595	393	4,405	144	1,931	670	52	25.6	1,147,307	
平成19年度	296	11,046	37.3	243	476	8,073	18	6,436	354	953	70	243	27.3	1,086,863	
平成20年度	294	11,451	38.9	150	340	7,593	2	6,764	251	432	5	140	25.8	1,030,816	
平成21年度	294	15,508	52.7	186	390	15,201	113	14,119	117	706	78	71	51.7	1,153,505	
平成22年度	297	17,066	57.5	189	393	9,342	83	7,606	167	866	554	76	31.5	1,249,957	
平成23年度	297	13,773	46.4	158	405	7,332	432	5,793	250	360	87	77	24.7	1,026,809	
平成24年度	298	14,165	47.5	126	445	9,306	33	6,446	159	2,491	117	60	31.2	1,115,413	
平成25年度	300	15,191	50.6	135	591	10,201	94	6,467	189	3,097	250	104	34.0	1,224,642	
平成26年度	298	15,154	50.9	110	583	8,095	148	5,626	124	2,025	51	121	27.2	1,461,784	
平成27年度	299	18,016	60.3	96	558	7,339	155	4,713	67	2,371	13	22	24.5	1,737,700	287,492

## イ 文書等の掲載・放送等

機関名等	文書等	掲載・放送等	数量	備考
株式会社エディット	古文書	掲載	1点	「高卒認定試験合格指導講座」日本史テキストに掲載
カラヤ株式会社	古文書	掲載	1点	『カラヤ株式会社創業150周年記念誌』、タペストリーに掲載
株式会社テーク・ワン	写真	放映	3点	テレビ大阪「日経スペシャル 夢織人 小さなトップ企業」で放映
福井交通株式会社	写真	掲載	1点	福井交通株式会社のウェブサイトに掲載
福井県陶芸館	古文書	掲載	1点	展示「福井城下の陶磁器」のポスター、チラシ、チケットに掲載
福井新聞社	古文書	掲載	1点	「福井新聞」に掲載
NHK 名古屋放送局	古文書	放映	2点	「NHK スペシャル 村人は満州へ送られた～“国策”71年目の真実～」で放映
福井県立歴史博物館	新聞	展示・掲載	3点	特別展「ふくい婚の婚礼」に展示、および図録に掲載
福井テレビ	写真	放映	28点	「タイムリーふくい」で放映
個人	古文書	掲載	1点	『出雲を原郷とする人たち』に掲載
株式会社日本入試センター	古文書	掲載	1点	「社会6年第1回合格力判定SO（サピックス・オープン）」に掲載
寒川文書館	古文書	展示	1点	企画展「田村通り大山道を歩く」にパネル展示
有限会社アート・エフ	古文書	掲載	1点	「2017 パックV 日本史B」に掲載
個人	古文書	掲載	1点	『広助の巡礼路をたどる』に掲載
株式会社FBC アドサービス	古文書	放映	1点	常設展示「城下町から近代都市への移り変わり」で放映
株式会社碧水社	古文書	掲載	1点	『戦国王』20号に掲載
熊取町教育委員会	古文書	展示	1点	企画展「大地震、命を守るため今できること」にパネル展示
福井県立歴史博物館	古文書	展示・掲載	95点	特別展「城下町福井の町と人」に展示、および図録に掲載
株式会社ベネッセコーポレーション	行政刊行物	掲載	1点	「2016年度 EVERES 社会」に掲載
三重県環境生活部	古文書	掲載	2点	『三重県史』資料編「中世3」に掲載
株式会社くもん出版	古文書	掲載	1点	『円周率の謎を解け、関孝和』に掲載
福井県ふるさと文学館	写真	展示・掲載	3点	企画展「中野重治展」にパネル展示、および図録に掲載
里庄町文化協会郷土史部	古文書	展示・掲載	2点	「江戸時代のはじめ、上新庄村の人々が見上げた切支丹御禁制の高札」にパネル展示、およびリーフレットに掲載
寒川文書館	古文書	掲載	1点	『寒川文書館だより』第20号に掲載

みくに龍翔館	古文書	展示・掲載	4点	特別展「坂井市政10周年記念 坂井市への道」に展示、およびパンフレットに掲載
NHK 福井放送局	写真	放映	15点	テレビ番組「ニュースザウルス福井」で放映
個人	古文書	掲載	1点	『武生古文書覚 第18集』に掲載
福井県ふるさと文学館	写真	掲載	1点	「文学ファイル 福井ゆかりの作家シリーズ 中野鈴子」に掲載
株式会社いき出版	写真	掲載	8点	『坂井・あわら・奥越の昭和』写真募集のための折込広告に掲載
個人	古文書	掲載	1点	『武生古文書覚 第18集』に掲載
個人	写真	放映	5点	「善里嶺信先生受賞記念パーティー」で放映
株式会社 MUESUM	新聞	掲載	4点	『find. FUKUI WONDERS』に掲載
株式会社オフィス303	古文書	掲載	1点	日本のインフラ4『情報のインフラ』に掲載
福井県立歴史博物館	写真	展示	4点	写真展「福井の豪雪」にパネル展示
株式会社コミュニティネット	古文書	掲載	1点	『万年暦 幕末維新日めくりカレンダー』に掲載
福井県ふるさと文学館	古文書	展示	2点	企画展「幕末の福井を描いた作家たち展」に展示
福井県広報課	公文書	放映・掲載	1点	県テレビ広報番組「おはようふくいセブン」で放映、およびホームページに掲載
福井県ふるさと文学館	写真	展示	1点	全国文学館協議会共同展示「3.11 文学館からのメッセージ」にパネル展示
個人	古文書	掲載	1点	『オペラ／音楽劇のキーワード 82』の「少女歌劇（その後の展開）」に掲載
株式会社 MUESUM	新聞	掲載	3点	『find.f WONDERS vol.02』に掲載
福井市順化小学校	古文書	展示	1点	「津村節子文学マップ」（福井市順化小学校津村節子コーナー）にパネル展示
福井県立歴史博物館	古文書	展示	2点	常設展示「だるま屋百貨店」にパネル展示
福井県立歴史博物館	古文書	掲載	5点	「福井県立歴史博物館研究紀要」第12号に掲載
福井県教育政策課	写真・古文書	展示	7点	教育博物館内においてパネル展示
株式会社碧水社	古文書	掲載	1点	『週刊ビジュアル戦国王』43号に掲載
越前市教育委員会	古文書	掲載	2点	『越前市史 資料編4 本多富正関係文書』に掲載
株式会社ネクサス	古文書	放映	1点	BS・TBS につぼん！歴史鑑定「信長 VS 最強の敵頭如」で放映
勝山市教育委員会	古文書	掲載	46点	『ものがたりかつやまの歴史 下巻』に掲載

佛立宗 宗務本庁広 報局	古文書	放映	1点	「幕末維新の仏教改革者 長松清風伝 歴史ドキュメンタリー」で放映
-----------------	-----	----	----	-------------------------------------

ウ 古文書複製本公開許諾依頼結果

公開許諾済

地 域	資料群番号	資料群名	点数
—	A0191	福井市立清水図書館	7
越前市松森町	E0122	榎尾吉右衛門家	141
勝山市鹿谷町本郷	J0094	山内勘兵衛家	643
福井市折立町	K0015	小森清兵衛家	106
敦賀市三島町	M0006	石井左近収集（敦賀郷土博物館）	611
合 計	5 資料群		1508 点

(5) 普及啓発事業

ア 講座・講演会等の開催

(ア) 講演会

「真田信繁と大谷吉継、そして越前松平家」 会 場：県立図書館多目的ホール

月 日	講 師	参加者
7月30日(土)	黒田 基樹氏(駿河台大学教授)	180名

(イ) 講座等

a 資料保存研修会

「古文書補修の基礎を学ぶ」 会 場：文書館研修室

月 日	講 師	参加者
6月17日(金)	阿久津 智広氏、浅場 沙帆氏 (国立公文書館業務課 修復係)	24名

b 古文書講座

古文書入門講座(3回シリーズ) 会 場：文書館研修室

月 日	参加者
6月12日(日)、19日(日)、26日(日)	のべ97名

古文書初級講座(3回シリーズ) 会 場：文書館研修室

月 日	参加者
10月8日(土)、15日(土)、29日(土)	のべ63名

古文書に親しむ講座(小浜市働く婦人の家と共催) 会 場：小浜市働く婦人の家

月 日	内 容	参加者
6月18日(土)、7月16日(土)、8月20日(土)		のべ120名

古文書読解講座 会 場：文書館研修室

月 日	内 容	参加者
毎月第4金曜日	参加者による輪読	毎月15名前後

c 展示説明会

古文書見学会「御覧あれ!古文書」 会 場：文書館閲覧室

月 日	内 容	参加者
5月27日(金)	古文書の実物を特別に公開	40名

(館員による解説) 会 場：文書館閲覧室

月 日	内 容	参加者
9月11日(日)	企画展の紹介と解説	15名

d フィアラ先生の世界をつなぐゼミナール（6回シリーズ）

『平家物語』の異本を読む

会 場：文書館研修室

月 日	内 容	講師	参加者
5月21日（土）	第1回 祇園精舎、わが身 栄華、妓王	カレル・フィアラ （文書館副館長、 福井県立大学名 誉教授）	29名
7月23日（土）	第2回 重盛と俊寛の悲劇		19名
9月24日（土）	第3回 奈良炎上と入道死去		22名
11月26日（土）	第4回 頼朝、義仲、義経		20名
1月21日（土）	第5回 逆落としから壇ノ浦まで 熊谷と敦盛、那須与一		21名
3月4日（土）	第6回 断絶平家と灌頂巻		17名

e 専門講座 <sup>アーカイブズ</sup> ふくいの歴史資料を読み解く

「越前一向一揆と信長の攻防

—五月二十日付羽柴秀吉書状をめぐる—」 会 場：県立図書館多目的ホール

月 日	講 師	参加者
12月11日（日）	藤井 讓治 氏（京都大学名誉教授、文書館記録資 料アドバイザー）	96名

「福井県下の連合国軍捕虜

—Web資料が語る残影—」

会 場：県立図書館多目的ホール

月 日	講 師	参加者
3月26日（日）	木村 亮 氏（福井大学教授、文書館記録資料ア ドバイザー）	50名

イ 閲覧室展示

(ア) 企画展示

タイトル	「遺された言葉 —最期に何を伝えたかったか?—」
展示の概要	終活（人生を終えるための準備、最期を見据えたうえででの生き方の模 索）をテーマとし、室町後期から昭和初期までを対象に、遺言、遺訓 （家訓）などの資料を展示。財産相続を目的とした戦国時代の議状、 家のあるべき姿を説く江戸時代の武家や豪農層の家訓、越前・若狭に 関連する著名人の辞世の句などを展示し、資料からわかる各時代の社 会背景もあわせて紹介
期 間	平成28年8月26日（金）～10月26日（水）
展示の方法	文書館閲覧室の展示コーナー（展示パネル）、閲覧室展示ケース（原 本展示）を利用するほか、パンフレット等を作製する

主な 展示資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かきおきの事（常高院遺言状写）」 小浜市 常高寺所蔵 県立若狭歴史博物館寄託 常高寺文書 O0517-00241</li> <li>・「朝倉家之拾七ヶ条」 県立図書館保管松平文庫 A0143-00483</li> <li>・「覚遺物金銀之分（酒井忠勝遺物金銀覚書案）」小浜市 小浜市教育委員会所蔵 酒井家文庫 O0057-00627</li> <li>・「口上書之覚（笹谷村市郎右衛門書置）」 県文書館所蔵 岩堀健彦家文書 D0001-00024</li> <li>・「智鏡尼上座遺訓」大野市 個人蔵 花倉家文書 I0067-00081-001</li> </ul>
------------	--

(イ) 月替展示

月	テーマ	展示概要
4月	屏風の下張りタイムカプセル －寄合所の資料からよむ城下のくらし－	屏風の下張りとしてまとまって残った資料から、200年前の寄合所の具体的な業務と役割や、福井城下のようすを紹介
5月 6月	和紙 －生産と再生のエピソード－	越前各地の和紙生産を示す資料のほか、和紙の一生、いわば「和紙のライフサイクル」に関する資料とエピソードを紹介
7月 8月	時代をうつす10人の手紙 －伝えたかった想いがあります－ (坂井市「一筆啓上 日本一短い手紙の館」と連携)	戦国時代から現代まで、家族・友・恋人への手紙を紹介 ワークショップ（絵手紙）実施 出張ミニ展示（手紙の館）実施
9月 10月	遺された言葉 －最期に何を伝えたかったか？－	(企画展示、前ページに概要)
11月 12月	ふくい人はみた！ －異国・災害・大事件－	残された記録や資料をもとに、全国的な事件やできごとが福井でどのように伝えられていたかなどを紹介
1月 2月	青春17 春嶽の旅日記 －「東海紀行」でたどる参勤交代－	春嶽の紀行文「東海紀行」をもとに、道中のようすやできごと、しきたりなどを紹介
3月	資料で愉しむ ふくい春 －桜・種まき・うた・うたげ－	実際に春がくるまで、その季節を待ちながら、春にちなんだ資料を紹介

(ウ) ミニ展示・出張展示

月	テーマ	展示概要・テーマとの関連
6月	福井のカニはひとあじ違う －福井版『さるかに合戦』－	古文書入門講座と関連して、『さるかに合戦』をベースにした手習本を紹介
7月	大坂の陣、その時越前勢は －「難波冬夏軍記」から－	真田信繁を討った福井藩士西尾仁左衛門の子孫と、福井藩主に仕えた真田家の人物を紹介

10月	漢字のいろは?! - 『千字文』で学ぶ -	江戸時代の寺子屋などで漢字の習得のために使われたテキストを紹介
2月	ふくいの漁具と海産物調査	海産物調査を目的として作成された江戸期と明治期の資料を展示。また、若狭の浦々で使用された漁具が描かれている公文書も公開

## ウ 教育機関との連携

### (ア) 館内見学・職場体験の受入

月 日	対 象	人 数	内 容
4月～3月	森田小学校他	約 950 名	閲覧室見学
10月14日(金)	県立丸岡高等学校	36 名	月替展示の見学、文書館施設・設備の見学
10月19日(木)	県立高志中学校	90 名	高志学探究の一環として館内見学
10月25日(火) ～27日(木)	藤島中学校 大東中学校	2 名 3 名	職場体験(書庫清掃、資料目録作成、刊行物発送業務、マイクロフィルム関連業務など)
11月1日(火) 、2日(水)	成和中学校	2 名	
2月10日(金)	天理大学	9 名	公文書館としての役割、実務について聴講

### (イ) 「文書館新聞」の発行と郷土新聞作り講座

月 日	内 容
6月下旬	夏休みの課題である郷土新聞作りに使える資料や資料検索の方法を掲載した「文書館新聞」を県内の中学校に配付
7月16日(土) ～8月31日(月)	夏休みの郷土新聞作りの参考にしてもらうため、H27年度の中学生郷土新聞コンクール入賞作品を展示
7月23日(土)	郷土新聞づくりポイント講座を文書館で実施
12月16日(金) ～1月18日(水)	H28年度の中学生郷土新聞コンクール優秀作品を展示

### (ウ) 文書館・図書館探検隊

月 日	対 象	内 容
5月～8月	小学生とその保護者	文書館、図書館を職員が案内し、文書館や図書館の役割について学ぶ(5月1日、7月24日、8月7日、14日実施)

(エ) 大学との連携「地域史実践研究プログラム」

月 日	会 場	内 容
4月～10月	文書館	福井大学教育地域科学部と連携し、社会科教員を志望する学生（3名）を対象に、地域資料の調査方法や利用・活用の仕方を体験的に学習する企画を6回シリーズで実施。調査研究成果を踏まえエントランスパネル展（9月24日～30日）を開催。展示期間中（25日）に学生による説明会を実施

エ 刊行物

(ア) 文書館だより

号数	目 次 内 容	発 行 日
24号	特集1「文書館で、あう、かく、なおす」、特集2「公文書・古文書の旅－資料の収集から公開まで－」、歴史的公文書紹介、寄贈資料紹介、お知らせ	平成28年11月16日

(イ) 福井県文書館年報

号数	目 次 内 容	発 行 日
13号	文書館の概要／平成27年度事業の概要／関係法令	平成28年10月31日

(ウ) 福井県文書館研究紀要

号数	目 次 内 容	発 行 日
14号	文書館講演／論文／資料紹介	平成29年3月24日

(エ) 福井県文書館資料叢書

巻数	目 次 内 容	発 行 日
13巻	福井藩士履歴5 の～ま	平成29年2月28日

### 3 福井県文書館業務日誌 (平成 28.4.1～平成 29.3.31)

28. 4. 11 文書整理特別休館 (～4/15)  
16 月替展示「和紙－生産と再生のエピソード」 (～6/22)
5. 1 こどもの読書週間関連イベント「図書館探検隊」 (5名参加)  
5 福井大学教育地域科学部連携企画地域史実践研究プログラム「第1回 ふくい  
の歴史資料に触れる①」  
14 福井大学教育地域科学部連携企画地域史実践研究プログラム「第2回 ふくい  
の歴史資料に触れる②」  
17 福井新聞に月替展示「和紙－生産と再生のエピソード」の記事掲載  
21 フィアラ先生の世界をつなぐゼミナール「『平家物語』の異本を読む」第1回  
「祇園精舎、わが身栄華、妓王」 (29名参加)  
27 NHK 学園古文書講座巡見 (40名参加)  
古文書見学会「ご覧あれ！古文書－藩政史料から三くだり半まで－」(70名参加)  
福井ケーブルテレビ“けぶニュ～091”で月替展示「和紙－生産と再生のエピソード」放送 (～5/29)  
NHK 福井で「ご覧あれ！古文書－藩政史料から三くだり半まで－」放送  
30 福井新聞に古文書見学会「ご覧あれ！古文書－藩政史料から三くだり半まで－」  
の記事掲載
6. 1 第1回運営懇話会開催  
2 全史料協近畿部会役員会 (京都府立総合資料館、西山主任出席)  
4 「福井県文書館古文書入門講座」関連ミニ展示「ズワイガニも！サワガニも！  
東海道を五千匹－福井版『さるかに合戦』」 (～6/26)  
5 福井大学教育地域科学部連携企画地域史実践研究プログラム「第3回 ふくい  
の歴史資料に触れる③」  
8 全史料協役員会 (埼玉県浦和市、柳沢総括出席)  
9 全国公文書館長会議 (国立公文書館、辻岡館長・柳沢総括出席) (～6/10)  
10 福井新聞にミニ展示「ズワイガニも！サワガニも！東海道を五千匹－福井版『さ  
るかに合戦』」の記事掲載  
11 福井大学教育地域科学部連携企画地域史実践研究プログラム「第4回 資料を  
利用した調査研究活動①」  
12 古文書入門講座 (第1回 38名参加)  
公開補修開催  
14 全史料協近畿部会総会・例会 (京都府立総合資料館、中村企画主査出席)  
17 資料保存研修会「古文書補修の基礎を学ぶ」 (25名参加)  
18 古文書に親しむ講座 (小浜市、宇佐美主任)  
19 古文書入門講座 (第2回 29名参加)  
NHK 福井でミニ展示「ズワイガニも！サワガニも！東海道を五千匹－福井版『さ  
るかに合戦』」放送  
24 月替展示「時代をうつす10人の手紙～伝えたかった想いがあります～」 (一筆  
啓上 日本一短い手紙の館 連携) (～8/24)  
25 福井新聞に「時代をうつす10人の手紙～伝えたかった想いがあります～」の記  
事掲載  
北陸・信越観光ナビサイトに「時代をうつす10人の手紙～伝えたかった想い  
があります～」の記事掲載  
26 古文書入門講座 (第3回 31名参加)  
30 出張ミニ展示「時代をうつす10人の手紙」 (一筆啓上 日本一短い手紙の館企  
画展示室) (～8/20)
7. 9 福井大学教育地域科学部連携企画地域史実践研究プログラム「第5回 資料を  
利用した調査研究活動②」  
15 記録資料アドバイザー会議

- 15 講演会関連ミニ展示「大坂の陣、その時越前勢は―「難波冬夏軍記」から―」  
(～7/30)
- 16 郷土新聞入賞作品展示 (～8/31)
- 23 福井大学教育地域科学部連携企画地域史実践研究プログラム「第6回 資料を利用した調査研究活動③」  
中学生郷土新聞づくりポイント講座 (県中学校教育研究会社会科部会主催、60名参加)  
フィアラ先生の世界をつなぐゼミナール「『平家物語』の異本を読む」第2回  
「重盛と俊寛の悲劇」 (19名参加)
- 24 夏休み企画「図書館探検隊～図書館・文書館・ふるさと文学館ってどんなところ?～」 (26名参加)
- 30 講演会「真田信繁と大谷吉継、そして越前松平家」開催 (180名参加)
- 8. 2 フィアラ副館長出張授業 (20名参加)
- 7 夏休み企画「図書館探検隊～図書館・文書館・ふるさと文学館ってどんなところ?～」 (27名参加)
- 14 夏休み企画「図書館探検隊～図書館・文書館・ふるさと文学館ってどんなところ?～」 (14名参加)
- 20 古文書に親しむ講座 (小浜市、宇佐美主任)  
絵手紙体験 (エントランス 手紙の館共催)
- 26 企画展示「遺された言葉―最期に何を伝えたかったか?―」 (～10/26)  
NHK 福井で企画展示「遺された言葉―最期に何を伝えたかったか?―」放送
- 27 FBC で企画展示「遺された言葉―最期に何を伝えたかったか?―」放送
- 29 国立公文書館研修 (国立公文書館、中村企画主査出席)
- 9. 7 福井テレビで企画展示「遺された言葉―最期に何を伝えたかったか?―」放送
- 24 フィアラ先生の世界をつなぐゼミナール「『平家物語』の異本を読む」第3回  
「奈良炎上と入道死去」 (22名参加)
- 25 福井新聞で企画展示「遺された言葉―最期に何を伝えたかったか?―」の記事掲載  
福井大学教育地域科学部・福井県文書館連携エントランスパネル展示「これえお  
お子さんにどおや―昭和の新聞が映す商品広告―」 (～9/30)  
福井新聞で福井大学教育地域科学部・福井県文書館連携エントランスパネル展  
示「これえおお子さんにどおや―昭和の新聞が映す商品広告―」の記事掲載
- 10. 8 古文書初級講座 (第1回 23名参加)
- 14 丸岡高校見学 (38名参加)
- 15 古文書初級講座 (第2回 21名参加)
- 18 フィアラ副館長出張授業 (万葉中学校、25名参加)
- 19 高志中学校校外研修 (90名参加)
- 21 「白川静博士没後十年」関連ミニ展示「漢字のいろは! ?―『千字文』で学ぶ―」 (～11/3)
- 25 藤島中学校職場体験 (～10/26、2名)
- 26 大東中学校職場体験 (～10/27、2名)
- 27 フィアラ副館長出張授業 (志比北小学校、5名参加)
- 28 月替展示「ふくい人はみた! ―異国・災害・大事件―」 (～12/21)
- 29 古文書初級講座 (第3回 22名参加)
- 11. 1 成和中学校職場体験 (～11/2、2名)
- 9 フィアラ副館長出張授業 (志比北小学校、5名参加)  
全史料協総会 (三重県総合博物館、辻岡館長・柳沢総括出席) (～11/11)
- 17 東海北陸地区歴史資料利用保存担当者会議 (県立図書館大会議室、辻岡館長・  
柳沢総括・西山主任出席)
- 26 フィアラ先生の世界をつなぐゼミナール「『平家物語』の異本を読む」第4回  
「頼朝、義仲、義経」 (20名参加)

- 12. 3 大野の歴史を学ぶ会（大野市図書館、柳沢総括）
- 10 福井新聞で月替展示「ふくい人はみた！－異国・災害・大事件－」の記事掲載
- 11 文書館専門講座 ふくいの歴史資料を読み解く 第1回「越前一向一揆と信長の攻防－五月二十日付羽柴秀吉書状をめぐって－」（101名参加）
- 16 展示「中学生郷土新聞優秀作品」（～1/18）
- 22 月替展示「青春17春嶽の旅日記－「東海紀行」でたどる参勤交代－」（～2/22）
- 24 中日新聞で「青春17春嶽の旅日記－「東海紀行」でたどる参勤交代－」の記事掲載
- 29. 1. 15 福井新聞で「青春17春嶽の旅日記－「東海紀行」でたどる参勤交代－」の記事掲載
- 21 フィアラ先生の世界をつなぐゼミナール「『平家物語』の異本を読む」第5回「逆落としから壇ノ浦まで」（21名参加）
- 2. 8 福井ケーブルテレビ“けぶニュー～092”で「青春17春嶽の旅日記－「東海紀行」でたどる参勤交代－」放送（～2/10、12）
- 10 天理大学「歴史学実習」（9名参加）
- 16 福井の担い手プログラム（大東中学校総合学習、中村企画主査）  
全史料協役員会（埼玉県文書館、辻岡館長・柳沢総括出席）（～2/17）
- 24 月替展示「資料で愉しむふくいの春－桜・種まき・うた・うたげ－」（～4/9）
- 28 読売新聞で「資料で愉しむふくいの春－桜・種まき・うた・うたげ－」の記事掲載
- 3. 4 フィアラ先生の世界をつなぐゼミナール「『平家物語』の異本を読む」第6回「断絶平家と灌頂巻」（17名参加）
- 26 文書館専門講座 ふくいの歴史資料を読み解く 第2回「福井県下の連合国軍捕虜－Web資料が語る残影－」（50名参加）

### Ⅲ 関係法令

#### 1 公文書館法

(昭和 62 年法律第 115 号)

(平成 11 年法律第 161 号 一部改正)

(目的)

第 1 条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

(責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(公文書館)

第 4 条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第 5 条 公文書館は、国立公文書館法（平成 11 年法律第 79 号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等)

第 6 条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあっせんを努めるものとする。

(技術上の指導等)

第 7 条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(専門職員についての特例)

- 2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる。

(総理府設置法の一部改正)

- 3 総理府設置法(昭和24年法律第127号)の一部を次のように改正する。

第4条第7号の次に次の一号を加える。

7の2 公文書館法(昭和62年法律第115号)の施行に関すること。

附則(平成11年12月22日法律第161号)抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、平成13年1月6日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 2 福井県文書館の設置および管理に関する条例

(平成 14 年福井県条例第 5 号)

(設置)

第 1 条 県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）を収集し、および保存し、ならびに県民の利用に供するとともに、これに関連する調査、研究等を行い、もって学術の振興および文化の向上に寄与するため、福井県文書館（以下「文書館」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 文書館は、福井市に置く。

(業務)

第 3 条 文書館は、次に掲げる業務を行う。

- 一 文書等の収集、整理および保存
- 二 文書等の閲覧の実施
- 三 文書等に関する調査および研究
- 四 文書等に関する知識の普及および啓発
- 五 前各号に掲げるもののほか、文書館の設置の目的にふさわしい業務

(職員)

第 4 条 文書館に、館長その他必要な職員を置く。

(使用の承認)

第 5 条 別表第一に掲げる施設または設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

(使用料)

第 6 条 別表第一に掲げる施設等を使用する者は、同表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(手数料)

第 7 条 文書館が閲覧に供する文書等の写しの交付を依頼しようとする者は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

(使用料等の不還付)

第 8 条 既に納付した使用料または手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料等の免除)

第 9 条 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料または手数料の全部または一部を免除することができる。

(入館の拒否)

第10条 知事は、文書館に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否することができる。

- 一 施設等または文書等を損傷し、汚損し、または滅失させる行為をするおそれがあるとき。
- 二 他人に危害を加え、または迷惑となる行為をするおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、文書館の管理上支障があると認められるとき。

(行為の制限)

第11条 文書館において文書等の撮影、物品等の販売、寄附金の募集その他これらに類する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(禁止行為)

第12条 文書館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 施設等または文書等を損傷し、汚損し、または滅失させること。
- 二 秩序または風俗を乱す行為をすること。
- 三 別表第一に掲げる施設等を使用する者が、第5条の承認を受けた目的以外の目的のために当該施設を利用すること。

(監督処分)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第5条の承認もしくは第11条の許可(当該許可に係る事項の変更の許可を含む。以下この条において同じ。)の取消し、効力の停止もしくは条件の変更をし、または行為の中止、施設等の原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- 一 この条例の規定に違反している者
- 二 第5条の承認または第11条の許可に付した条件に違反している者
- 三 偽りその他不正な手段により第5条の承認または第11条の許可を受けた者

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第一（第6条関係）

一 施設

区 分	金 額		
	9時から12時まで	12時から17時まで	9時から17時まで
研修室	2,570円	4,220円	6,790円

二 設備

区 分	単 位	算 定 基 礎	金 額
マイク ロ ホ ン	1本	1回5時間以内	120円
		1時間増すごとに	24円
ワイヤレスマイクロホン	1本	1回5時間以内	230円
		1時間増すごとに	46円

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

別表第二（第7条関係）

区 分	金 額
複写機（カラー複写機を除く。）により作成した写しの交付	1枚につき 10円
カラー複写機により作成した写しの交付	1枚につき 80円
マイクロリーダープリンターにより作成した写しの交付	1枚につき 10円

備考 複写機により作成した文書、図面等の写しの枚数は、用紙の両面に複写したときは、片面を1枚として額を算定する。

### 3 福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則

(平成 15 年福井県規則第 3 号)

(平成 15 年福井県規則第 82 号 一部改正)

(平成 18 年福井県規則第 9 号 一部改正)

(平成 21 年福井県規則第 5 号 一部改正)

(平成 24 年福井県規則第 30 号 一部改正)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福井県文書館の設置および管理に関する条例（平成 14 年福井県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 福井県文書館（以下「文書館」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 文書館長は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 文書館の休館日は、次に掲げる日とする。

- 一 月曜日（国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日（以下「休日」という。）に該当する場合を除く。）
- 二 休日の翌日（土曜日、日曜日、休日または第 5 号に掲げる日に該当する場合を除く。）
- 三 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日（前 2 号に掲げる日を除く。）
- 四 文書等点検期間として 1 年につき 10 日以内で文書館長が指定する日
- 五 清掃整理日として毎月（12 月を除く。）の第 4 木曜日（休日に該当する場合にあっては、その翌日）

2 文書館長は、必要があると認めるときは、前項の休館日を変更することができる。

(文書等の利用)

第 4 条 条例第 1 条に規定する文書等（以下「文書等」という。）は、一般の利用に供するものとする。ただし、知事は、次に掲げる文書等について、その全部または一部を一般の利用に供しないものとすることができる。

- 一 整理、補修または目録の作成が終了していない文書等
- 二 劣化等保存上の理由から利用に供することが不適当な文書等
- 三 寄贈または寄託を受けた文書等で、その利用に関して寄贈者または寄託者が一定の期間利用に供しない旨の条件を付しているもの
- 四 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）が記録されている文書等で、特定の個人が識別され、もしくは識別され得るものまたは特定の個人を識別することはできないが、利用に供することにより、なお個人の権利

利益を害するおそれがあるもの

- 五 法人その他の団体（国および地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報が記録されている文書等で、利用に供することにより、当該法人等または当該個人の正当な利益を害するおそれがあるもの
- 六 利用に供することにより、公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすと認められる文書等
- 七 利用に供することにより、国または地方公共団体の運営に著しい支障を及ぼすと認められる文書等

（施設等の使用の承認）

第5条 条例第5条の規定により文書館の施設または設備（以下「施設等」という。）の使用の承認を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、福井県文書館使用承認申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、申請者に対して、福井県文書館使用承認書（様式第2号）を交付するものとする

（使用者の遵守事項）

第6条 施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 使用の承認に係る使用の目的以外に施設等を使用しないこと。
- 二 使用の承認を受けた施設等を転貸し、または当該使用の承認に基づく権利を譲渡しないこと。
- 三 前2号に掲げるもののほか、文書館の管理上支障がある行為をしないこと。

2 使用者は、施設等の使用を終了したときは、速やかに、当該施設等を原状に復さなければならない。

（使用料等の還付）

第7条 条例第8条ただし書の規定により使用料または手数料（以下「使用料等」という。）を還付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 災害その他不可抗力により施設等の使用ができなくなったとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、知事がやむを得ない理由があると認めるとき。

2 使用料等の還付を受けようとする者は、福井県文書館使用料等還付申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（使用料等の免除）

第8条 条例第9条の規定により使用料等を免除することができる場合およびその場合において免除することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 県が条例第1条に規定する文書館の設置の目的（以下「設置目的」という。）に添った事業を主催する場合 使用料に相当する額

- 二 県が設置目的に添った事業を共催する場合 使用料の2分の1に相当する額
- 三 国、市町または歴史に関する研究を主たる目的とする団体であって知事が認めるものが設置目的に添って使用する場合 使用料の2分の1に相当する額
- 四 その他知事が特に必要があると認める場合 知事が必要と認める額

2 使用料等の免除を受けようとする者は、福井県文書館使用料等免除申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(制限行為の許可の申請)

第9条 条例第11条の許可を受けようとする者は、福井県文書館内制限行為許可(許可事項変更許可)申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(施設等または文書等の損傷または滅失等の届出)

第10条 使用者は、文書館の施設等または文書等を損傷し、汚損し、または滅失させたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出て、その指示に従わなければならない。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、文書館の管理および運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年3月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## 4 福井県文書館における文書等の収集および保存に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県文書館の設置および管理に関する条例（平成14年福井県条例第5号）および福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則（平成15年福井県規則第3号）の規程に基づき、福井県文書館（以下「文書館」という。）における県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の収集および保存に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文書規程等 県の機関（知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、地方公営企業の管理者および警察本部長をいう。以下同じ。）が当該機関の文書を管理するために定める規程等をいう。
- (2) 公文書 職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、県の機関が廃棄決定をしたもののうち、文書館に引き渡されたものをいう。
- (3) 古文書その他の記録 文書等のうち公文書以外の記録をいう。

(公文書の選別および収集)

第3条 文書館長（以下「館長」という。）は、公文書を収集するに当たっては、あらかじめ、文書規程等に定める保存文書または管理確認電磁的記録等（以下「保存文書等」という。）であって保存年限が到来するもののうち歴史的価値が生ずると認められるものを選別し、その選別結果を情報公開・法制課長、出先機関の長その他当該保存文書等の廃棄決定の権限を有する者に通知するものとする。

2 館長は、別表第1に定める公文書選別収集基準により、公文書を選別し、および収集するものとする。

(古文書その他の記録の選別および収集)

第4条 館長は、別表第2に定める古文書その他の記録選別収集基準により、古文書その他の記録を選別し、および収集するものとする。

2 館長は、古文書その他の記録を収集するに当たっては、原則として、マイクロフィルム撮影等の方法による複製資料を収集するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、散逸または消滅のおそれがあるものは、寄贈、寄託その他の方法により原本を収集することができる。

(文書等の保存、整理等)

第 5 条 館長は、収集した文書等について、次に掲げる事項に留意し、書庫で適切に保存するものとする。

(1) 館長が特に必要と認める場合を除き、文書館の職員以外の者を書庫に立ち入らせないこと。

(2) 常に書庫内の通気および防湿に注意し、文書等の損傷の防止に努めること。

(3) 書庫内において、喫煙、火気の使用その他文書等に有害な行為をさせないこと。

2 館長は、収集した文書等について、文書等の管理および利用の便宜を図るための目録を作成するものとする。

3 館長は、収集した文書等のうち紙質等の劣化、利用頻度の高さその他の理由により原本を利用させることが適当でないものについては、マイクロフィルム撮影等により複製資料を作成するものとする。

4 館長は、収集した文書等に個人情報が含まれているときは、福井県個人情報保護条例（平成 14 年福井県条例第 6 号）の趣旨を尊重し、当該個人情報が適正に保護されるようその取り扱いに注意するものとする。

（不要文書の廃棄）

第 6 条 館長は、収集した文書等のうち、保存する必要がないと判断したものについて、館長が命ずる職員を立ち会わせて焼却、溶解、裁断その他確実に廃棄することができる認められる方法により廃棄するものとする。

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、文書等の収集および保存に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表第1（第3条関係）

### 公文書選別収集基準

収集する公文書は、次に掲げる保存文書等のうち歴史的資料として価値が生ずると認められるものとする。

- 1 条例、規則、訓令、通達その他の例規に関する文書
- 2 県議会の審議経過および結果に関する文書
- 3 県政の総合的な計画および施策ならびに重要な事業の計画および実施に関する文書
- 4 許可、認可、免許、承認等の行政処分に関する文書
- 5 委員会、審議会その他重要な会議の審議経過および結果に関する文書
- 6 請願、陳情、要望等に関する文書
- 7 訴訟、審査請求、異議申立てその他の争訟に関する文書
- 8 組織、人事、表彰等に関する文書
- 9 予算、補助金、県有財産、契約その他の財務に関する文書
- 10 市町村の行財政ならびに廃置分合および行政区画に関する文書
- 11 選挙に関する文書
- 12 統計、調査、研究等に関する文書のうち重要な事項に係るもの
- 13 主要な儀式、行事、事件、災害等に関する文書
- 14 史跡、文化財その他の文化的遺産に関する文書
- 15 その他館長が歴史的資料として重要と認める文書

## 別表第2（第4条関係）

### 古文書その他の記録選別収集基準

第1 収集する古文書は、次に掲げる文書のうち県の歴史を解明する上で重要なものとする。

- 1 古代および中世の文書
- 2 近世に関する武家および寺社に関する文書
- 3 近世に関する村および町ならびに家に関する文書で次に掲げるもの
  - (1) 土地、貢租、水利、普請、交通等に関するもの
  - (2) 産業、教育、文化、信仰等に関するもの
- 4 近代以降の文書で政治、社会、教育、産業等に関するもの

第2 収集する古文書以外の記録（行政刊行物、図書その他の資料をいう。）は、次に掲げる記録のうち県の歴史を解明する上で重要なものとする。

- (1) 国、地方公共団体等が作成した福井県の行政に関するもの
- (2) 福井地域の歴史、地誌、社会、経済、文化等に関するもの
- (3) 統計、資料集等で文書等の内容を理解する上で参考となるもの

## 5 福井県文書館文書等利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県文書館の設置および管理に関する条例（平成14年福井県条例第5号。以下「条例」という。）および福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則（平成15年福井県規則第3号。以下「規則」という。）の規程に基づき、福井県文書館（以下「文書館」という。）が保存する県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公文書 職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、県の機関が廃棄決定をしたもののうち、文書館に引き渡されたものをいう。
- (2) 古文書その他の記録 文書等のうち公文書以外の記録をいう。

(目録の備付け)

第3条 文書館長（以下「館長」という。）は、文書等を検索するための目録を文書館閲覧室（以下「閲覧室」という。）その他必要な場所に常時備えるものとする。

2 前項の目録は、公文書については簿冊目録および件名目録、古文書その他の記録については所蔵者情報目録および資料目録とする。

(利用カード)

第4条 文書等を利用しようとする者は、必要事項を記入した利用カード申込書（様式第1号）を館長に提出し利用カード（様式第2号。以下「利用カード」という。）の交付を受けなければならない。ただし、福井県立図書館が交付する利用カードにより文書館を利用できる。

2 住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。）に、発行市町において図書館の利用に関するサービスを受けるために必要な情報を記録する処理を受けた者が、利用カード等申込書により館長に申し出たときは、当該住民基本台帳カードにより文書館を利用できるものとする。

3 利用カードの有効期限は、館長が定める。

4 利用カードを紛失した場合または利用カード申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに、その旨を館長に届け出なければならない。

(文書等の閲覧の申込み)

第5条 文書等の閲覧の申込みは、必要事項を記入した閲覧・複写申込書（様式第3号）

に利用カードを添えて閲覧受付に提出してするものとする。

2 文書等の閲覧は、申込み 1 回につき 10 冊以内とする。

(文書等の閲覧)

第 6 条 文書等の閲覧は、原則として、公文書にあつては原本により、古文書その他の記録にあつては複製資料によりするものとする。

2 公文書のうち劣化等保存上の理由から原本を閲覧に供することが適当でないと館長が認めるものについては、前項の規定にかかわらず、複製資料により閲覧に供することができる。

3 公文書の閲覧の期日は、原則として閲覧・複写申込書の提出があつた日から起算して 15 日以内に定めるものとする。ただし、閲覧しようとする公文書が大量である場合、業務が集中した場合等は、別途閲覧の期日を定めることができる。

4 前項において閲覧期日を定めた場合は、閲覧申込をした者に電話等によりあらかじめ知らせるものとする。

(文書等の閲覧の場所)

第 7 条 文書等の閲覧は、閲覧室内において行わなければならない。

2 閲覧室内においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 筆記用具以外の携帯品は、原則として、持ちこまないこと。

(2) 文書等を汚損または破損するような行為をしないこと。

(3) 喫煙および飲食をしないこと。

(4) その他文書館長が必要と認めること。

(文書等の返納)

第 8 条 文書等の閲覧を終えた者は、速やかに、閲覧受付に文書等を返納し、職員の確認を受けなければならない。

(文書等の貸出し)

第 9 条 文書等の貸出しは、行わないものとする。ただし、館長が公益上特に必要と認めるときは、この限りでない。

(文書等の写しの依頼)

第10条 文書等の写しの依頼は、必要事項を記入した閲覧・複写申込書を閲覧受付に提出してするものとする。

2 文書等の写しに係る手数料は、閲覧受付において納付するものとする。

(文書等の掲載、放映等)

第11条 文書等の全部または一部の出版物、番組等への掲載、放映等を行おうとする者は、文書等掲載・放映等申込書(様式第4号)を館長に提出するものとする。

(利用相談)

第12条 文書館は、利用者に対して次に掲げる相談を行う。

(1) 文書等の検索に関する相談

(2) 文書等の内容に関する相談

- 2 前項の規定にかかわらず、文書館は、次に掲げる場合には相談を行わないことができる。
- (1) 文書等の鑑定、文書等の解読または翻訳、法律相談、学習課題の回答その他文書館の業務として対応することが適当でないと認められる場合
  - (2) 回答に著しく費用または時間を要することが明らかである場合その他文書館の業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(展示)

第13条 文書館は、閲覧室内の展示コーナーその他適切な展示設備において文書等の展示を行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、文書等の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

# 利用案内

## 1 開館時間

午前9時から午後5時まで

## 2 休館日

- ・月曜日（祝日を除く）
- ・国民の祝日の翌日（土、日、祝日は除く）
- ・文書等点検期間（年間10日以内）
- ・年末年始（12月28日～1月4日）
- ・清掃整理日（12月以外の第4木曜日、祝日の場合は翌日）

## 3 交通の案内（フレンドリーバス）

運行日 夏休み期間以外の毎週月曜日（祝日を除く）、祝日の翌日、年末年始（12月28日～1月4日）を除く毎日

のりば 福井駅東口のりば（生活学習館先回りとこども歴史文化館先回りの2ルートがあります。）

経路 <生活学習館先回り>

福井駅東口～木田公民館口～木田町～羽水高校前～生活学習館～県立図書館（県文書館）～福井市美術館～こども歴史文化館～高志中・高前～旭公民館前～福井駅東口

（木田公民館口～羽水高校前間は乗車のみ、高志中・高前～旭公民館前間は降車のみです。）

<こども歴史文化館先回り>

福井駅東口～旭公民館前～高志中・高前～こども歴史文化館～福井市美術館～県立図書館（県文書館）～生活学習館～羽水高校前～木田町～木田公民館口～福井駅東口

（旭公民館前～高志中・高前間は乗車のみ、羽水高校～木田公民館口間は降車のみです。）

運行時間 <生活学習館先回り>福井駅東口のりば 毎時30分発（1時間間隔）

平日 8:30～18:30

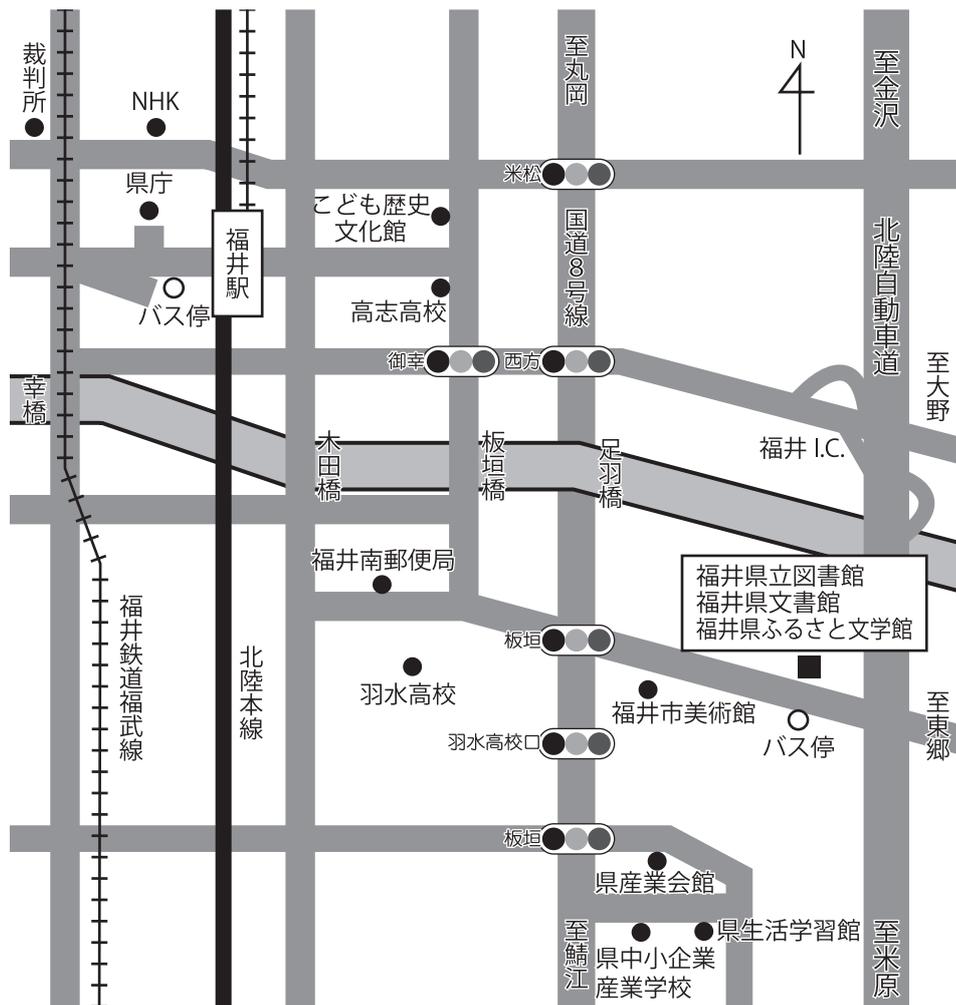
土日祝 8:30～17:30

<こども歴史文化館先回り>福井駅東口のりば 毎時00分発（1時間間隔）

平日 9:00～18:00

土日祝 9:00～17:00

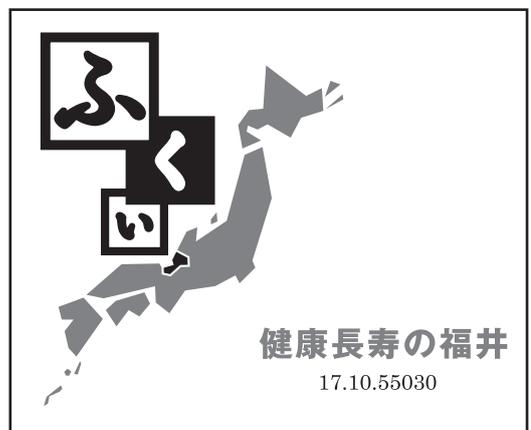
料金 無料



福井県文書館年報 第14号  
平成28年度

平成29年10月31日発行  
編集・発行 福井県文書館  
〒918-8113  
福井県福井市下馬町51-11  
TEL 0776-33-8890  
FAX 0776-33-8891

URL <http://www.library-archives.pref.fukui.jp>  
E-mail [bunshokan@pref.fukui.lg.jp](mailto:bunshokan@pref.fukui.lg.jp)



健康長寿の福井

17.10.55030